

農振除外申出書 提出書類一覧・チェックシート

毎年４月、１０月に受付を行っています。ただし、全体見直しを行う年度は受付を停止することがありますので、申出書の提出を予定される場合はご確認をお願いします。

除外完了は受付期間終了後から８ヶ月～１年ほどとしておりますが、状況によっては１年以上の期間を要する場合がありますのでご注意ください。

必要書類	添付書類	市配布	
農用地区域除外申出書	・ 申出地の登記事項証明書※１ 【転用者が法人の場合】 ・ 法人の登記事項証明書 【代理人が手続きを行う場合】 ・ 委任状（任意様式）	○	☐
他法令の許可見込確認書		○	☐
理由書		○	☐
代替検討書	・ 代替検討地の位置図（住宅地図）	○	☐
隣接農地同意書		○	☐
隣接地詳細票		○	☐
土地台帳付属図（公図）			☐
土地利用計画図 （平面図・立面図）	・ 付近の見取り図（住宅地図）※２		☐

※１ 登記が完了していない場合は、権利者全員の同意が確認できる書類を添付すること。

※２ 申出地を赤で示すこと。また、一体利用地など除外理由と紐づく土地・施設等は可能な限り地図に示すこと。

農振除外申出 6 要件チェックシート

農用地区域（農振青地）からの除外は下記の 6 要件全てが満たされる場合のみ、除外が可能となる場合があります。申出書を提出する前に事業計画が要件全てを満たしているか確認をお願いします。

要件	
① 農用地等以外にすることが必要かつ適当（緊急性がある、他法令の許可見込がある）で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。	☐
② 農業上の効率的（農地の集団性など）かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。※1	☐
③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。※1	☐
④ 土地改良施設の機能（水路、農道など）に支障を及ぼすおそれがないこと。※1	☐
⑤ 農業生産基盤整備（土地改良事業等）事業完了後 8 年を経過していること。※2	☐
⑥ 地域計画の達成に支障がないこと。※1、3	☐

※1 支障が無いことを区長・土地改良区理事長・農家組合長へも確認をお願いします。

※2 土地改良事業該当の有無については、市の事業は農林課耕地係、県・国の事業は奈良県農村振興課へ申出書を提出する前に確認をお願いします。

※3 地域計画策定地域の有無については、農林課農林係へご確認をお願いします。